

奈良地方裁判所委員会 議事概要

1 日時

令和6年2月19日（月）午後3時20分から午後5時まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員）植田良壽、重藤賢、橋本浩、山中秀夫、兒玉修一、大前裕之、寺本佳子、濱本章子

（事務局等）小西義博、和田健司、橋本悦次、寺峰功、棟尾充、平尾学、荻野由来、鶴川佳子

4 議事（□：委員長，○：委員（裁判官委員を除く）、△：裁判官委員，●：事務担当者等）

- (1) 所長挨拶
- (2) 新任委員紹介
- (3) 委員長の選出
- (4) 委員長代理の指名
- (5) 前回委員会後の取組状況の紹介
- (6) 意見交換

テーマ「民事調停制度の利用促進のための方策」

（裁判所から基本説明をした上で、意見交換を行った。）

- 意見交換をお願いしたい事項は、①民事調停制度の周知が足りていないのであれば、広く知ってもらう方法は何か、②民事調停制度が利用しにくく、申立てをためらう要因があるのであれば、それを克服する方策は何かあるか、という点である。まずは、何か質問などがあればお願いしたい。
- 全簡裁のデータを見ると、調停成立割合は下がってきている。一方で調停に代わる決定の割合は上がっている。これについて、裁判所は成立率が下がっていると考えているのか、全体としては横ばいと考えているのか。
- 調停成立が下がり、調停に代わる決定が増えている要因として、1つ目は「相手の提案を受け入れるのは納得できないが、裁判所からの提案であれば受け入れる。」といった事案が増えてきている印象がある。2つ目は、訴訟提起された事案で、ほぼ合意はできている場合に、訴訟では当事者が少なくとも裁判所に出頭したとみなされないと和解を成立させられないところ、調停に代わる決定であれば、裁判所に出頭しなくてもできるので、訴訟を調停に切り替えて、この手続を選択する、という方法が用いられていることがある。これは新型コロナウイルス感染症の影響も受けているかもしれない。ただ、全体的には、調停の成立割合は減ってきているというのが現場の感触である。
- 争いは減っていないのに、調停申立てが減っているという前提だと思うが、争いは減っていないと考えているのは何か根拠があるのか。

- 民事訴訟の申立ても減ってはいる。争いが減っていないかは分からないが、調停手続のデメリットとして、①相手方が欠席するとできない、②相手が同意しないと解決しない、③期日が平日10時～17時までである、といった点が考えられ、これらも調停制度が利用しにくい要因ではないかと考えている。
- 職場の関係や知り合いで民事調停も家事調停も行っている事例を知っているが、民事は2年かかって不成立で終わった。家事は成立したが2年半かかった。裁判に比べると煮え切らない部分があるという印象がある。もし、自分にもめごとがあったら、まずは弁護士に相談すると思うが、弁護士は調停の利用を勧めるものなのか。
- 積極的に勧める、とは言えない。調停制度のメリットで時間が短いとあるが、先ほどの委員がおっしゃったように、時間はかかると思っている。また、強制力がない。そこで、合意の目途がある事案や典型的に適するような事案であれば勧めるが、そのような事案は減多にないというのが私の感想である。さらに、先ほど上映された民事調停手続を説明するDVDでは、調停委員会（裁判官と調停委員2人以上で構成される裁判所の組織）が、「調停委員会としては、こう考える」ということを述べていたが、実際にあのような考えを示されることは少ないという感覚を持っている。当事者双方の意見を聞いてそれを相手に伝えるだけのことをしているのではないかと感じることもあり、そうすると調停は選びにくいという思いはある。
- 確かに裁判所で決着をつけるとなると、調停より訴訟というのは分かるし、例えば、白黒つけにくいとか、新しい問題であれば、調停から始めて相手の出方を見るという方法もあるかと思うし、事案によっても違うのではないかと、思う。委員会の見解をそれほど述べていないのではないかと、という点について、難しい事案が増えたこともありそのような傾向もうかがわれる。また昨今は、当事者双方の意見の間を取っただけのような提案をしたところで、当事者の方もインターネットなどで知識を得ており、理に合わないものでは妥協されなくなっている。そこで、調停委員が事実認定や法律評価をできるように研修を行っており、さらに実際の事案では、調停委員だけでなく、裁判官も入って解決案を考えるよう伝えている。
- 先ほどのDVDは敷金返還請求の調停事例で、相手方が出席する可能性が高い類型だし、専門家の調停委員が入るなど、まさに調停に向いている類型だと思った。
- 裁判所としても、調停の紛争解決能力を高めるべく、調停委員の研修も行っているところである。ところで、先ほど「紛争自体が減っているのではないか。」との質問があった。正直なところそれは分からないが、危惧しているのは、裁判所のアピールが足りないために、調停手続を利用していただくのにふさわしいめごとで、調停を使っただけでないということがないか、ということである。周知の点ではどうか。
- 質問だが、調停を申し立てる人はどこで情報を得ていることが多いのか。また、申し立てる人の年代はどうか。議論をする糸口になると思うので、伺いたい。

- 調停を知るきっかけは、統計を取っていないので詳細は分からないが、窓口に来た人に聞くと、市役所の法律相談、法テラス、警察などが挙げられている。年代的には若い人よりは、中高年以上の方が多いいったイメージを持っている。
- おそらく中高年以上の方などで、証拠もないし、うろ覚えだけれど、というような事案で利用を検討しやすいのかなと思う。事案の内容として、住宅の問題もなじみやすいということであれば、例えば、建築士関係の団体とか、住宅関係の団体など、なじむ事案が生じやすいところに周知してはどうか。
- 「調停」という言葉を聞くと、「なぜ100%こちらが正しいのに、調停なのか。」という違和感が生じることがあると思う。また、以前、同業者の知人が、業務代金の請求を調停でしたときに、「ここまではするのか。」と言われたと言っていた。ただ、同じような事案は同業者がみな抱えており、もしこれらを申し立てたら、1万件ぐらいいは増えると思う。
- 広報ツールはリーフレットしかないのか。ウェブページなどはないのか。
- 裁判所のホームページに掲載されているが、手続案内のページなので、階層は深いところにある。
- それではやはりハードルが高い。また「調停」という言葉もハードルを上げている。「相談会」などがよいのでは。また、リーフレットは全部日本語だが、外国の人で利用したい人もいると思うので、外国語のものも必要だと思う。労働審判は外国の人も利用している。とにかく範囲がとても狭い印象である。例えば労働委員会は県のホームページにリンクがある。そのようなものも必要ではないか。
- 調停制度の関係で、裁判所のホームページ以外で見ることができるものはあるのか。
- 承知していないが、ないと思う。
- 裁判所はデジタル化を進めているところであるが、こういったところはまだまだ弱いと思う。
- 質問だが、調停が不成立で訴訟になった場合、訴訟の結論は調停委員会の考えと同じようになるのか。
- ケースバイケースであるが、特に専門家の調停委員が入った調停委員会で示した案を訴訟で提出された場合、重きを置くと思う。それに関連して、訴訟提起された事案で、あえて調停に付して、調停委員会の意見を聞く場合がある。
- △ 今委員長が言った事例を説明すると、例えば建築瑕疵の訴訟で、建築の専門家がいなくても法曹関係者だけでは適切な解決案を考えるのが難しいが、鑑定をするほどではない、というような場合に、調停に付し、建築士、不動産鑑定士などの専門家に調停委員会に入ってもらい、解決案を考える場合がある。調停と言えば簡裁の方が多いいが、建築以外にも税理士、医師などの専門家も調停委員におられ、調停では解決しなくても、そこで一定の助言をもらって訴訟で生かすことができる。この点をもう少しアピールしてもいいかもしれない。
- 交通事故でも、過失の判断はできても、適切な車両の修理方法は何か、が争点になることがあるが、このような関係の専門家も調停委員ではおられる。こういった専門家の調停委員がいることもアピールしてはいるつもりであるが、足りてい

ないのかもしれない。

- 一方当事者が外国の人の事例はどの程度あるのか。
- 外国の人の申立ては滅多にない。
- 申立手数料は決まっているのか。
- 請求額が100万円だと5000円など、決まっている。なお、金銭に換算できない請求の場合は、請求額を160万円とみなして、申立手数料が決まる。
- 申立手数料が安価なのも、調停の魅力である。
- 安価で、法律的な意見を聞けるなら、調停もいいかなと思う。
- いざ調停を申し立てようと思ったとして、申立書の書き方がよく分からない。この点は裁判所で相談にのってもらえるのか。
- 例えば、申し立てたい出来事が起こった日時とか、相手方とか、定型的なことは教示できるが、裁判所は中立・公平の立場のため、こう書いた方がよいとか、請求額はいくらにしたらいいとか、そういったことは答えられない。
- そうするとやはり弁護士に相談すると思う。そうすると弁護士費用も発生するし、やはり調停は敷居が高いかなと思う。
- △ 民事訴訟の場合、相手方は「被告」と呼ばれる。刑事事件の「被告人」とは違うのだが、「自分は悪いことをしていないのに。」と、この呼称で気分を害される人もいる。この点調停は、「話し合いがしたい」との意識が出るので相手方の心証を害することがなく、より話し合いがしやすくなる面があると思う。
- 調停制度の周知の問題や調停手続の利用の便など様々な観点から意見をいただいた。今後も調停制度をより良いものとし、周知方法の充実を検討していきたい。